省令

○法務省厚生労働省令第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十六日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　田村　憲久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一

一～五　（略）

六　その他（十一職種十七作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
RPF製造	RPF製造作業	RPF製造技能実習評価試験	一般社団法人日本RPF工業会
鉄道施設保守整備	軌道保守整備作業	軌道保守整備技能実習評価試験	一般社団法人日本鉄道施設協会
ゴム製品製造	成形加工作業	ゴム製品製造技能実習評価試験	一般社団法人日本ゴム工業会
	押出し加工作業		
	混練り圧延加工作業		
	複合積層加工作業		

七　（略）

改正前

別表第一

一～五　（略）

六　その他（九職種十二作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
RPF製造	RPF製造作業	RPF製造技能実習評価試験	一般社団法人日本RPF工業会
（新設）			
（新設）			

七　（略）